

◎新潟県告示第252号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条第1項の規定による自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車は、次のとおりとし、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和3年3月新潟県告示第321号（自動車税（種別割）の税率の特例の適用を受ける自動車）は、令和8年3月31日限り廃止した。

令和8年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

適用区分	適用を受ける自動車の主たる定置場	適用年度
第1号の適用を受ける自動車	妙高市大字杉野沢3178-295	令和8年度分から